

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人大阪府歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
歯科衛生士課程	歯科衛生士学科	夜・通信	2,280	240	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.oda-dhschool.ac.jp/about/class.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人大阪府歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、関係者から理解と参画を得て、連携協力により教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努める。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科医師 （昭和46年6月28日～）	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	歯科医療に関する専門的な知見を有する。
歯科衛生士 （昭和49年4月1日～ 平成22年3月31日）	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	歯科医療に関する専門的な知見を有する。
一般社団法人役員 （平成21年4月11日～）	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	組織運営および歯科医療に関する専門的な知見を有する。
一般社団法人役員 （平成25年4月9日～）	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	組織運営および歯科医療に関する専門的な知見を有する。
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人大阪府歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画の作成にあたっては、今後ますます多様化する歯科保健医療のニーズに対応するため、各科目での重複・補充項目を整理し、歯科衛生士の資質向上を図ることを目的として、学生が専門科目・授業内容を理解し、学力向上に繋がるよう努めている。 1 1月から3月末頃までの期間に担当教員と協議の上で作成し、4月初旬に公表する。	
授業計画書の公表方法	https://www.oda-dhschool.ac.jp/about/class.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則

第27条 単位の認定

単位の認定は単位認定試験および実習試験、ならびに平素の成績により行う。

内規

第2条 単位試験

各科目の授業が規定の時間数を満たした後、試験（筆記・実技・レポートを含む）を行い評価する。

第3条 受験資格

1. 当該科目の時間数の2/3以上出席したもの。
2. 所定の学費を完納している者。なお、臨床実習評価については、別に定める。

第4条 合格基準

1 学科目100点満点とし、原則60点以上を合格とする。

第5条 再試験

1. 単位試験において及第点（60点）に満たなかった者に実施する場合がある。
2. 再試験の評価は60点以上を60点として評価する。

第6条 追試験

1. 試験は補講等により各科目の時間数の2/3以上出席し、診断書・証明書を提出した者で、校長が認めた場合に実施する。
2. 追試験の評価は80点以上を80点として評価する。

第7条 進級の認定

学年規程の単位数を取得した者に対し、教員会の議を経て校長が認定を行う。

第8条 実習評価

1. 臨地・臨床実習は全日出席を評価の前提とする。全日出席しなかった場合には、当該単位を認定しない。全日の出席を以って評価対象とするが、やむを得ない事由で遅刻、早退、欠席をする場合は必ず事前に届出をし、7日以上欠席する場合は、証明書・診断書の提出を要する。また、欠席した場合はその不足時間分は補習を以って補うこと。（学校保健安全法適応疾病除く）
2. 得た資料や、実習日誌など学生の実習成績を示すと認められる資料に基づいて指導担当者が総合的に判断・評価する。
3. 実習の成績・評価については、1・2・3・4・5の5段階に分け、全項目3以上を合格とする。

第9条 単位未修得科目の対応

前条により進級又は卒業する事のできなかつた学生は、その学年に留まることができる。この場合において、その者は該当学年の全科目を履修し、全科目の試験を受けなければならない。

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>令和5年度</p>						
客観的な指標の算出方法						
履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する (100点満点で点数化)						
学科名	歯科衛生士学科	学年	1	学生数	62	
成績の分布						
指数の数值化	～50点	51～60点	61～70点	71～80点	81～90点	91～100点
人数	1	0	6	29	22	4
下位 1/4 に該当する人数				15人		
下位 1/4 に該当する指標の数値				73.9点以下		
客観的な指標の算出方法の公表方法		ホームページアドレス https://www.oda-dhschool.ac.jp/about/class.html				
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則 第31条 進級、卒業の認定 進級および卒業の認定は、単位認定試験、出席状況等について評定のうえ、教員会の議を経て校長が行う。</p> <p>内規 第8条 卒業の認定 カリキュラム表に記載された、全ての単位を取得した者に対し、教員会の議を経て校長が認定を行う。</p>						
卒業の認定に関する方針の公表方法		https://www.oda-dhschool.ac.jp/about/class.html				

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科衛生士専門学校
設置者名	一般社団法人大阪府歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	定款第45条 公告の方法 本会の公告は、主たる事務所の公衆のみやすい場所に掲示する方法により行う。
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	—
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		歯科衛生士課程	歯科衛生士学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,610 単位時間	1,710 単位時間		900 単位時間		
		単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		216人	0人	8人	43人	51人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>臨床に必要とされる高度な専門知識と技術を確実に身に付けるとともに、思いやりの心を育む教育により、豊かな人間性とコミュニケーション能力を備えた歯科衛生士の養成を目標としている。</p> <p>歯科・口腔を身体全体の視点でとらえ、口腔ケアや摂食嚥下障害の対策法等も指導するなど、歯科衛生士に対するニーズの多様化や超高齢社会に対応した実践的なカリキュラムを作成している。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>学則 第27条 単位の認定</p> <p>単位の認定は単位認定試験および実習試験、ならびに平素の成績により行う。</p>

卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <p>学則 第31条 進級、卒業の認定 進級および卒業の認定は、単位認定試験、出席状況等について評定のうえ、教員会の議を経て校長が行う。</p> <p>内規 第8条 卒業の認定 カリキュラム表に記載された、全ての単位を取得した者に対し、教員会の議を経て校長が認定を行う。</p>
学修支援等
<p>(概要)</p> <p>入学前に基礎学力・学習習慣の向上を目的とした教育プログラムを実施している。入学後はプログラムの成績が悪かった学生を中心に、苦手科目克服のための課題を与え、担任を始め専任教員が個別指導を行っている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
62人 (100%)	0人 (%)	48人 (77.4%)	14人 (22.6%)
(主な就職、業界等) 歯科医院、病院、関連企業			
(就職指導内容) 就職ガイダンスを開催し、基礎知識を習得した上で就職活動を始められるように取り組んでいる。 担任を始め専任教員が個別指導を行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士免許、介護職員初任者研修			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
211人	12人	5.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 成績不良者および長期欠席者については、学生・保護者・担任・学生部長等で適宜面談、指導を行っている。 臨床心理士によるカウンセリングを毎月実施している。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士学科	100,000 円	500,000 円	240,000 円	その他：実習費 (年間)
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.oda-dhschool.ac.jp/about/outline.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
自己評価の結果を踏まえて学校外関係者による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、関係者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図ることを目的とする。		
学校関係者評価委員は、卒業生・業界関係者等より選任し、2名以上を置く。 学校関係者評価委員は、下記の適切性について評価・助言を行う。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価結果 ・ 自己評価結果を踏まえた改善方策 ・ 自己評価の項目 ・ 重点目標 ・ 改善に向けた取り組み 		
自己評価項目		
1. 教育理念・目的・育成人材像	6. 教育環境	
2. 学校運営	7. 学生募集	
3. 教育活動	8. 財務	
4. 学修成果	9. 法令等の遵守	
5. 学生支援		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
中川歯科医院 院長	令和5年4月 1日～ 令和8年3月31日 (任期更新)	関連業界等関係者
本城歯科医院 院長	令和2年4月 1日～ 令和5年3月31日 (任期終了)	関連業界等関係者
フリーランス 歯科衛生士	令和2年4月 1日～ 令和8年3月31日 (任期更新)	卒業生

一般社団法人大阪府歯科医師会 常務理事	令和2年4月 1日～ 令和8年3月31日 (任期更新)	その他学校長が 必要と認める者
一般社団法人大阪府歯科医師会 常務理事	令和2年4月 1日～ 令和8年3月31日 (任期更新)	その他学校長が 必要と認める者
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.oda-dhschool.ac.jp/about/outline.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.oda-dhschool.ac.jp
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H127310000264
学校名 (〇〇大学 等)	一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科衛生士専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	一般社団法人大阪府歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		34人	31人	34人
内 訳	第Ⅰ区分	24人	14人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				34人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	—
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	—
計	人	0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。